M221 武豊町罹災証明書発行マニュアル

(1) 作成の目的 罹災証明とは、災害救助法や被災者生活再建支援法等による各種施策、町税等の減免等、被災者支援策を実施するにあたり、本人の申請により町 長及び消防署長が家屋の被害の程度(全壊、半壊など)を証明するものです。本マニュアルは、災害発生時における被害認定調査や申請から交付ま での事務手続きの流れなどをあらかじめ定め、罹災証明の発行を迅速かつ的確に行うことを目的として作成するものです。なお家屋の被害の程度 について、再調査を依頼することが可能です。

(2) 対象災害

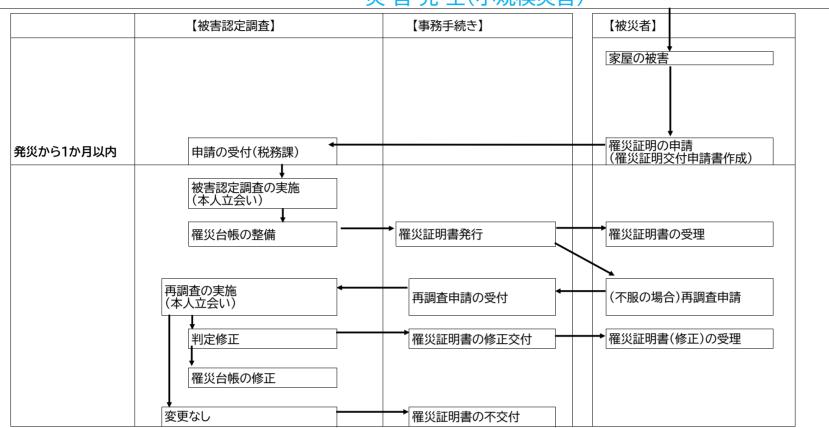
本マニュアルは、各消防署長が発行する火災**を除く**、風水害、土砂災害、地震等の災害による罹災を対象とし、災害の規模により以下に区分します。 小規模災害時:町内で局地的な風害、豪雨等による被害が予想される事態

大規模災害時:町内全域で大規模な地震や洪水等による被害が予想される事態

(3)罹災証明書発行の流れ

小規模災害時

災害発生(小規模災害



大規模災害時

災害発生(大規模災害) 人員規模 【被害認定調査】 【事務手続き】 【被災者】 被害・関連情報の収集 家屋の被害 税務班3名 ※3シフト制 発災から3日程度 ①被害家屋調査及び罹災証明の実施方針の決定 ③罹災証明書発行準備 ・証明書様式印刷 ・証明書様式印刷 ・証明発行場所 基準:[調査期間20日、想定1000棟] 会議室1部屋(レイアウトあり) ・設備、機材の準備 ・応援職員等の育成 ②調査実施計画の作成 ・調査用備品の準備 基準: [調査期間20日、想定1000棟] ・調査職員の育成 基準:【調査期間20日、想定1000棟】 4班(2人組)編成 税務班·収納班 計6名 ※3シフト制 ④被害家屋調査、罹災証明等に関する広報 (HP掲載・メール配信・同報無線・広報誌) 罹災証明の申請 発災から1週間程度 申請の受付 (罹災証明交付申請書作成) ▶罹災証明書発行 罹災証明書の受理 税務班·収納班 計14名 外観目視調査 +武豊町応援職員 +他自治体応援職員 発災から1か月程度 罹災台帳の整備 罹災証明書の交付を 受けた日の翌日から 起算して3か月以内 再調査申請の受付 内観調査(本人立会い) (不服の場合)再調査申請 判定修正 罹災証明書の修正交付 罹災証明書(修正)の受理 罹災台帳の修正 変更なし 罹災証明書の不交付

※①被害家屋調査及び罹災証明の実施方針の確認 ②調査実施計画の作成 ③罹災証明書発行準備 ④被害家屋調査、罹災証明等に関する広報 については別途策定フォームを作成する